（１）いじめ対応の流れ

担任　他職員　児童生徒　保護者　いじめ対策委員会
・全教職員
・学校評議員
・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

臨時職員会議 ↔ いじめの発見 ↔

＜正確な状況把握＞
○いじめられてた子、いじめた子、周囲の子から、個別に状況や事実を聞き取り、記録する。
○保護者からの場合は、情報を正確に確認する。
○いじめの全体像をまとめ、問題点を明らかにする。
○全教職員で情報を共有する。

＜指導方針・内容・体制等の決定＞
○問題点から指導方針・内容・計画を明らかにする。
○全教職員が情報を共有し、役割を明確にする。
○全教職員が方針を共有し、共通指導を行う。
○教育委員会へ事実や対応策について報告し、指導助言を仰ぐ。
○他機関（警察、児童相談所、民生委員等）との連携も視野に入れる。

＜保護者との連携①＞
○双方の保護者に事実を伝え、指導方針・内容・方法を示す。

＜児童生徒への指導・支援＞
○いじめられた子に対して、今後の指導内容等を示し、理解を得て精神的・肉体的負担を取り除く。
○いじめた子に対して、自分の行動を振り返らせ、いじめられた子の痛みと、「いじめは絶対許されない行為」であることを理解するまで指導し、必ず「直接謝罪」まで進める。

＜保護者との連携②＞
○双方の保護者に対して、指導内容と経過を説明するとともに子どもの家庭での様子、変化を把握する。
○学校の指導と家庭での子育てについて連携し、学校と家庭間の連絡を密にしていく。

いじめの再発の防止

（２）いじめ発見時の対応

①いじめられている子、知らせてくれた子の保護
◇すべての教職員で、安心して学校生活が送れるよう、いじめられている子、知らせてくれた子を全力で守ります。

②事実確認と情報共有
◇事実確認では、いじめられている子に対して共感的立場をとり安心して話ができるよう配慮します。得られた情報については「いじめ防止対策委員会」、「臨時職員会議」を開き、すべての教職員で情報を共有し、学校全体で解決に取り組みます。

（３）立場に応じた具体的対応

①いじめられている子に対して・・・
◇事実確認をもとに、共感的に話を聞き、常に見守っていく体制と安心できる環境をつくります。
◇「秘密を守る」「必ず守る」「必ず解決する」ことを約束します。
◇保護者には直接面会し、事実関係、指導方針、今後の対応について報告し話し合います。

②いじめた子に対して・・・
◇事実確認をもとに、いじめた経過、状況、気持ちを整理させ、絶対に許されない行為であること、いじめられた子の苦痛や気持ちを理解させます。
◇今後どのように接していったらよいかを考えさせます。
◇保護者に対して正確な事実を説明し、理解を求めます。

③周りの子に対して
◇「絶対許されない行為」であることを学級、学校全体で指導します。

## ６．再発防止

いじめが発見され、指導・解決がなされたとしても、引き続き経過観察を行い、常に問題意識を持って取り組みます。

①いじめが解決したと思っても、引き続き児童生徒の様子を観察し、変化を見逃さないようにします。
②保護者との連絡を密にし、信頼関係の構築に努めます。
③いじめが起こった状況、その対応を検証し、改善に努めます。

## ○おわりに・・・

忍路小中学校では、教職員一丸となって一人ひとりの子どもを大切に愛情を持って接していきます。そして『互いのよさを認め合い、全員が気持ちよく生活できる学校』、『「いやな思い」があった時点できちんと対応し、子どもの間違いを正しい方向に導く「いじめゼロ」の学校』を目指します。

保護者・地域の皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします！

# 「いじめゼロ」の学校を目指して

忍路中央小学校
忍路中学校

# 「いじめ防止基本方針」

Ｒ４．４．　１　制定
Ｒ４．８．２５　改訂
Ｒ５．６．１２　改訂

## はじめに・・・「あなたの代わりはどこにも居ないよ」

「あなたの代わりはどこにも居ないよ」というこの言葉の中には、「一人ひとりに個性がある」→「違うからこそ価値がある」→「誰もが代わりの居ないかけがえのない存在である」→**「互いのよさを認め合おう」**という意味が込められているといえます。

子どもは時に間違いや寄り道をしながら成長していきます。私達大人も、そんな経験を経ながら今があります。**『互いのよさを認め合い、全員が気持ちよく生活できる学校。「いやな思い」があった段階できちんと対応し、子どもの間違いを、正しい方向に導ける「いじめゼロ」の学校。』**そんな学校を目指し、教職員一丸となって取り組んで参ります。

## １．忍路小中学校　いじめ防止基本方針

いじめは、人として許されない行為です。いじめによって人の心は深く傷つき、悩み、自らの命を絶とうとするほどの痛手を被ります。何よりも未然防止に努め、いじめが発生した場合、早期発見・早期対応・再発防止を徹底するための具体策を示します。

## ２．「いじめ」とは・・・（北海道いじめ防止条例より）

当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。**個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う**ものとする。

| 主ないじめの動機 | | 主ないじめの態様 | | |
|---|---|---|---|---|
| ・嫉妬心 | ・支配欲 | ・悪口 | ・陰口 | ・無視 |
| ・愉快犯 | ・同調性 | ・暴力 | ・脅し | ・使い走り |
| ・嫌悪感 | ・反発 | ・落書 | ・ものを隠す、壊す | |
| ・報復 | ・欲求不満 | ・ラインやＳＮＳでの中傷 | | |

## ３．いじめの未然防止

いじめは、その未然防止に取り組むことが最も重要です。すべての教職員は**「どの子でも、どの学級でも起こりうる」、「どの子も加害者にも被害者にもなりうる」**という危機意識を持ち、好ましい豊かな人間関係を育てる学級・学校づくりを行っていきます。子どもの言動に留意するとともに、「小さな変化」や「小さなサイン」を見過ごさぬように努めます。

### （１）いじめを生まない学校・学級づくり

①いじめを生まない学校づくり

◇教職員同士が、互いに認め合い、支え合い、助け合う職場を作ります。

◇教職員全員が、常に危機意識を持ち、小さな変化やサインを見逃さないように努めます。

◇教職員全員が「いじめは絶対許されない」という強い意志を持って児童と向き合います。

◇全職員で全児童を育てる意識をもち、子ども一人ひとりの良さをとらえ、尊重します。

②いじめを生まない学級づくり

◇子ども一人ひとりのよさを認め、一人ひとりを尊重します。

◇子ども一人ひとりのよさを本人・周囲に伝え、広めます。

◇子どもとよく話し、よく学び、よく遊びます。

◇子どもと同じ目線で活動し、喜怒哀楽を共有します。

◇子ども一人ひとりに学級での役割を作り、自覚させます。

◇褒めることを心がけ、わかる授業で自信を深めさせます。

◇子どもの規範意識の醸成に努め、ルールを守らせます。

### （２）教育活動を通した「いじめに向かわない態度・能力」の育成

ア．教科指導の充実

◇学習規律の徹底により、規範意識の醸成を図ります。

◇わかる授業の構築により、個々の自信を深めさせます。

◇一人ひとりが生きる授業の構築により、自己有用感の醸成を図ります。

◇言語活動と体験的活動を重視し、達成感・成就感を味わわせます。

イ．道徳教育の充実

◇日常的なすべての教育活動を通して、他を思いやる人間性豊かな心、「道徳的心情」を育てます。

◇「特別の教科道徳」では、子どもの「心を揺さぶる」授業を通し、自身の内面を見つめさせ、共感的な心情や「道徳的実践力」を育てます。

ウ．体験活動の充実

◇教科や特別活動、総合的な学習の時間や行事の中で「体験教育」を行い、地域や多様な方々との関わり等を通して、子どもの心に響く活動を展開していきます。

〇学級園　〇海浜清掃　〇地域調べ・まち探検　〇農業・漁業体験
〇旅行的行事（遠足、市内研修、宿泊研修、修学旅行）　等

エ、全教育活動を通した取組み

◇子どもの「自己決定」、「自己実現」の場を、以下の取組の中で意図的に設定します。

・民主的で主体的な学級の運営

・一人ひとりに役割がある学級活動の運営

・人との関わり方の育成を重視した行事と児童会・生徒会活動

### （３）保護者・地域との情報共有

◇保護者・地域の皆様との連絡を密にし、情報を共有することが未然防止につながります。学校からの発信はもとより、気になることがりましたら双方向での情報発信にご協力をお願いいたします。

◇保護者・地域の皆様には、授業参観日や学級・個人懇談、ＰＴＡや地域行事、学校・学級だより等を通し、子ども達の活動の姿を見守っていただければと思います。

## ４．早期発見（いじめの認知）

**いじめが疑われる事案が発生した時点で「いじめの認知」をします。認知件数は学校が子どものつらさに寄り添った件数という押さえです。**いじめ、いじめが疑われれる事案が起こった場合、少しでも早期に発見することが、早期解決につながります。日頃から教職員と児童生徒・保護者との信頼関係の構築に力を注ぎます。

### （１）「いじめは大人の見えないところで起きやすい。」

いじめの多くは大人の目につきにくいところで行われていることが多く、「遊んでいる」、「ふざけあっている」、「じゃれあっている」などという言葉で、いじめとはとらえにくい雰囲気を出す場合もあります。また、いじめられている子は「親に心配をかけたくない」、「訴えることが恥ずかしい」等の理由から本人からの訴えが少ない傾向にあります。私たち教職員は常に危機意識を持って児童生徒に向き合っていきます。

### （２）「全職員で全児童生徒を育てる」

①忍路小中学校では「全教職員で全児童生徒を育てる」をモットーに、日常的に直接子どもとの関わりを積極的に持ち、学級担任との情報の共有を図るようにしています。また、定期的に児童生徒の実態交流を行っています。

②担任ばかりでなく全職員で、授業中の様子、休み時間や放課後の様子等から「小さな変化」、「小さなサイン」を見過ごさぬよう、児童生徒の人間関係の把握に努めていきます。

### （３）「ネットによるいじめ・トラブル」

**ネットによるいじめやトラブル防止のため、ご家庭でもお子さんのスマホ等の使い方の見守り、ルールの確認をお願いします。トラブルが起きた場合、保護者にも一緒に対応していただきます。**

## ５．早期対応

いじめが発見された場合、スピード感をもって早期に解決する必要があります。「いじめられている子を守る」、そして「苦痛を取り除く」ことを最優先とし、速やかに状況を把握するとともに、**同じことを繰り返さぬよう「いかに人権感覚を身につけさせるか」という視点に立ち、**指導方針・指導体制を確立させ、解決に向けて教職員一丸となって取り組みます。（裏面に続く）